

## 譲渡制限株式の譲渡承認請求手続

私はある会社の株主です。この会社の定款上、株式を譲渡するには取締役会の承認が必要とされています。私はこの株式を売却したいと考えていますが、どのような手続を要するのでしょうか。

### 1 譲渡制限株式の趣旨

株主は原則として株式を自由に譲渡できますが（会社法127条）、会社は会社にとって好ましくない者が株主となって会社の運営に参加することを防止するため、定款をもって株式の譲渡につき株式会社の承認を要する旨を定めることができるとされています（107条1項2号）。

このように、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式を譲渡制限株式と言います（2条17号）。同族会社その他の閉鎖的な株式会社では、定款に株式譲渡制限規定を設けていることが多いようです。

譲渡制限株式の譲渡を承認するか否かを決定する機関は、株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）です（139条）。

### 2 譲渡等承認請求の手続

(1) 譲渡制限株式の株主は、その有する株式を他人に譲り渡そうとするときは、・譲り渡そうとする譲渡制限株式の数、・譲渡制限株式を譲り受ける者の氏名又は名称、・会社が承認をしない旨の決定をする場合において、会社又は会社の指定する買取人が譲渡制限株式を買い取ることを請求するときはその旨、を明らかにしたうえで、会社に対し譲渡等を承認するか否かの決定を請求することができます（136条、138条1号）。

この承認請求は、譲渡制限株式を譲り渡そうとする株主だけでなく、譲渡制限株式を取得した者からもすることができます（137条、138条2号）。

(2) 譲渡等承認請求者からの譲渡等承認請求に対し、会社が譲渡等の承認をするか否かは自由ですが、会社は譲渡等承認の請求を受けたときから2週間以内に株主総会又は取締役会においてこれを承認するか否かの決議をしなければなりません（139条1項、145条1号）。

また、会社はこの決定の内容を譲渡等承認請求者に対して通知しなければなりません（139条2項）。

(3) 譲渡制限株式の譲渡等承認請求の際に併せて株式買取請求もなされた場合、会社が譲渡等を承認しない旨を決定したときは、会社自身でこの株式を買い取るかまたは買取人を指定しなければなりません（140条）。

会社自身がこの株式を買い取ろうとする場合、会社は株主総会の特別決議により、対象株式を買い取る旨及び会社が買い取る対象株式の数を決定しなければなりません（140条1項、2項、309条2項1号）。

会社が対象株式の全部又は一部を買い取る者を指定する場合、この指定は株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては取締役会の決議）によらなければなりません（140条4項、5項、309条2項1号）。

(4) 会社が対象株式を買い取る決定をしたときは、会社は同決定から40日以内に、また、会社が買取人を指定したときは指定買取人は指定を受けたときから10日以内に、対象株式を買い取る旨及び買い取る対象株式数を譲渡等承認請求者に通知しなければなりません（141条1項、142条1項）。

(5) 会社又は指定買取人は、上記通知をしようとするときは、会社の1株当たり純資産額として会社法施行規則25条により算定された額に株式数を乗じた額を本店所在地の供託所に供託し、かつ当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければなりません（141条2項、142条2項）。

(6) 対象株式が株券発行会社の株式である場合には、譲渡等承認請求者は、供託を証する書面の交付を受けた日から1週間以内に、買取請求の対象となる株式に係る株券を供託しなければなりません。また、遅滞なく、供託した旨を会社又は指定買取人に通知しなければなりません（141条3項、142条3項）。

譲渡等承認請求者が期間内に株券を供託しなかったときは、会社又は指定買取人は

対象株式の売買契約を解除することができます（１４１条４項、１４２条４項）。

(7) 譲渡等承認請求者は、請求を撤回することができますが、一定の制限があります。

すなわち、会社から対象株式を買い取る旨等の決定の通知を受けた後は、会社の承諾がなければ撤回することができず、指定買取人から指定買取人として指定を受けた旨等の通知を受けた後は、指定買取人の承諾がなければ撤回をすることができません（１４３条）。これは、会社や指定買取人の利益に配慮したものです。

(8) 次の場合には会社は株式の譲渡等を承認する旨の決定をしたものとみなされます（１４５条）。

- ・ 会社が譲渡等承認請求の日から２週間以内にこれを承認するか否かの通知をしなかったとき。
- ・ 会社が承認しない旨の通知をしてから１０日以内に指定買取人が買取る旨の通知をせず、かつ４０日以内に会社自身が買取る旨の通知をしなかったとき。
- ・ 会社又は指定買取人が上記・所定の書面を譲渡等承認請求者に交付しなかったとき（会社法施行規則２６条１号、２号）
- ・ 譲渡等承認請求者が会社又は指定買取人との売買契約を解除したとき（会社法施行規則２６条３号）。

### 3 売買価格の決定

(1) 譲渡対象株式の売買価格は、会社又は指定買取人と譲渡等承認請求者との協議によって定めるのが原則です（１４４条１項、７項）。

(2) 会社又は指定買取人と譲渡等承認請求者のいずれも１４１条１項の規定による通知があった日から２０日以内であれば、裁判所に売買価格決定の申立をすることができます（１４４条２項、７項）。

上記の申立があった場合、裁判所は売買価格の決定に際し、譲渡等承認請求の時ににおける会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければなりません（１４４条３項）。

(3) １４１条１項の規定による通知があった日から２０日以内に、裁判所に対する売買価格決定の申立がないときは、１株あたりの純資産額に対象株式の数に乗じて得た額

をもって売買価格とされます（144条5項）